

議員提出第8号議案

都市農地の保全と農業振興推進に関する意見書

上記の議案を提出する。

平成27年12月16日

提出者	稲城市議会議員	北 浜 けんいち
賛成者	〃	つのじ 寛 美
〃	〃	榎 本 久 春
〃	〃	藤 原 愛 子
〃	〃	山 岸 太 一
〃	〃	坂 田 たけふみ
〃	〃	鈴 木 誠

(提案理由)

都市農業振興基本法の施行に伴い、都市農地の保全と都市農業振興に不可欠である具体的措置や基本的施策を早急に講ずる必要があるため、本案を提出する。

都市農地の保全と農業振興推進に関する意見書

東京農業は、持てる農地や施設を最大限に活用し、野菜・果樹・花き・緑化植物、畜産といった多様な経営形態が展開され、新鮮かつ安全・安心な農畜産物を生産している。

加えて農地は、都市における防災、良好な住環境の保全、市民及び学校・福祉教育における農作業体験など身近に土や農に触れる機会を提供している。また、農業者は地域の歴史伝統文化の伝承、地域活動の推進にとって中心的な貴重な存在となっており、都市農地と農業は、市民生活の日常生活にとって必要不可欠な存在と役割を持つに至っている。

しかしながら、恒常化した農畜産物の低価格化は、所得面における他産業との格差をもたらし、農業の後継ぎ不足を招き、家族労働力は必然的に高齢化している。また、相続時における高額な相続税納入のために農地は減少しつづけている。

このような現状の中で、待望久しい都市農業振興基本法の施行は、国および政府の責務を明確にし、都市農業振興基本計画の策定、法制上、財政上、税制上又は金融上の措置、詳細に亘る基本的施策の実施が明記され、農業者や農業関係者は言うに及ばず、まちづくりの視点からも、都市住民の視点からも大変大きな期待をもっている。

よって、稲城市議会は、国および政府に対し、都市農地の保全と都市農業振興に不可欠である具体的措置や基本的施策を早急に講ずることを強く要請する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 27 年 12 月 16 日

稲城市議会議員 原 島 茂

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣 殿

議員提出第9号議案

地方税財源の拡充に関する意見書

上記の議案を提出する。

平成27年12月16日

提出者	稲城市議会議員	北 浜 けんいち
賛成者	〃	つのじ 寛 美
〃	〃	榎 本 久 春
〃	〃	藤 原 愛 子
〃	〃	山 岸 太 一
〃	〃	坂 田 たけふみ
〃	〃	鈴 木 誠

(提案理由)

地方が担う権限と責任に見合う地方税財源の拡充に取り組むよう強く要望する。

地方税財源の拡充に関する意見書

真の分権型社会を実現するためには、国と地方の役割分担を明確にし、地方がその責任と権限に応じた役割を果たせるよう、地方税財源の拡充を図る必要がある。

しかし、国は、平成26年度税制改正において、地方法人特別税・地方法人特別譲与税を継続するとともに、地方の貴重な自主財源である法人住民税の国税化を新たに導入し、消費税率の10パーセントへの引上げ時には、これをさらに進めることとした。また、6月末に決定された「経済財政運営と改革の基本方針2015」においても、「地方の税収増が見込まれる中、『税制抜本改革法』を踏まえ、地域間の税源の偏在を是正する方策を講ずる」とされており、法人住民税の国税化の更なる拡大や他の偏在是正措置の導入の可能性が危惧される。こうした措置は、地方税財源の拡充につながらず、地方の自立そのものを妨げ、地方分権の流れに逆行するものである。

現在、稲城市には、子育て・教育環境の整備、福祉・医療の充実、老朽化した公共施設の維持・更新、防災力の強化など、膨大な財政需要が存在している。

地方自治体が、こうした多岐にわたる課題に適切に対応し、充実した住民サービスを提供していくためには、需要に見合う財源の確保が不可欠であり、地方財政が抱える巨額の財源不足という問題は、限られた地方税財源の中での財源調整では根本的な解決を図ることはできない。

よって、稲城市議会は、国会及び政府に対し、地方税の根本原則をゆがめる地方法人特別税・地方法人特別譲与税と法人住民税の国税化を直ちに撤廃して地方税として復元するとともに、不合理な偏在是正措置を新たに導入することなく、地方が担う権限と責任に見合う地方税財源の拡充という本質的な問題に取り組むよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成27年12月16日

稲城市議会議長 原 島 茂

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、社会保障・税一体改
革担当大臣、経済財政政策担当大臣、地方創生担当大臣 殿

議員提出第 10 号議案

地方自治を尊重し、辺野古新基地の建設を強行しないよう求める
意見書

上記の議案を提出する。

平成 27 年 12 月 16 日

提出者	稲城市議会議員	岡	田	まなぶ
	〃		山	岸 太 一

(提案理由)

地方自治の尊重を政府に求めるため。

地方自治を尊重し、辺野古新基地の建設を強行しないよう求める意見書

沖縄の米軍基地は、第2次世界大戦後、米軍に強制撤収されてできた基地である。沖縄は、日本全土の0.6%の面積しかないが、在日米軍専用施設の73%が集中している。米軍機の墜落事故や繰り返し発生する米兵の女性に対する暴行事件など、戦後70年間、沖縄県民は、この米軍基地に苦しめられ続けている。

ところが、政府は「世界一危険な基地」である普天間基地の返還のかわりとして、辺野古に新基地建設を決め、昨年沖縄で行われた全ての選挙で示された沖縄県民の基地建設反対の民意にも関わらず、美しい海を埋め立てて建設を強行しようとしている。

政府は、翁長雄志知事が辺野古沿岸部の埋め立て承認を取り消したことについて、知事に代わって取り消し処分を撤回する「代執行」に向けた訴訟を福岡高裁那覇支部に起こした。

これは、民主主義と地方自治を踏みにじり、圧倒的多数の県民が反対している新基地建設を押し付けるものであり、許されるものではない。

よって、稲城市議会は、政府に対し、地方自治を尊重し、辺野古新基地の建設を強行しないよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成27年12月16日

稲城市議会議長 原 島 茂

内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、防衛大臣、外務大臣、沖縄及び北方対策大臣 殿